

1. 梱包内容

下記のものと同梱されています。万一、お届けした品の間違いや品不足、または外観に異常が認められる場合には、お問い合わせ先にご連絡ください。

品名	個数	備考
DL シリーズ用 MATLAB ツールキットセットアップディスク	1	形態：CD-ROM
本書	1	

2. ユーザーズマニュアル

紙のユーザーズマニュアルは添付されていません。DL シリーズ用 MATLAB ツールキットセットアップディスク (CD-ROM) のルートディレクトリに PDF 形式の電子マニュアル (IM701991-61_***.pdf、*** はマニュアルの版数) があります。また、ユーザーズマニュアルは、本製品をインストールすると、自動的に製品のインストールフォルダにインストールされます。電子マニュアルをご覧になるには、アドビシステムズ社の Adobe Reader (6.0 以上) が必要です。

3. DL シリーズ用 MATLAB ツールキットのインストール方法

DL シリーズ用 MATLAB ツールキットの対応 OS：

Windows 7、Windows 8、Windows 8.1、Windows 10

DL シリーズ用 MATLAB ツールキットを使用するには、The MathWorks, Inc の MATLAB が必要です。

以降は、Windows 7 での操作例を記載します。

1. 管理者権限で Windows にログオンします。
2. DL シリーズ用 MATLAB ツールキットのインストールディスクを PC の CD-ROM ドライブにセットすると、自動的にインストーラが起動し、下図のダイアログボックスが表示されます。
3. 日本語を選択して、OK をクリックします。



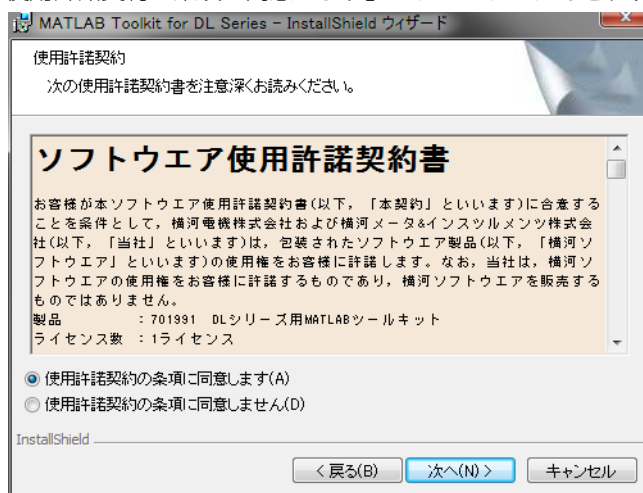
Note

- ・自動的にインストーラが起動しない場合は、CD-ROM ドライブを開き、setup.exe を右クリックしてください。表示された画面で「管理者として実行 (A)..」を選択し、実行してください。
- ・インストールは管理者権限で行ってください。
- ・Setup.exe を実行すると、OS(32bit または 64bit) を自動的に判断し、最適なインストーラが起動されます。64bit OS に 32bit の MATLAB ツールキットをインストールする場合は、CD-ROM ドライブを開き、INSTALL_DL MATLAB32.exe を右クリックしてください。表示された画面で「管理者として実行 (A)..」を選択し、実行してください。

4. 次へをクリックします。



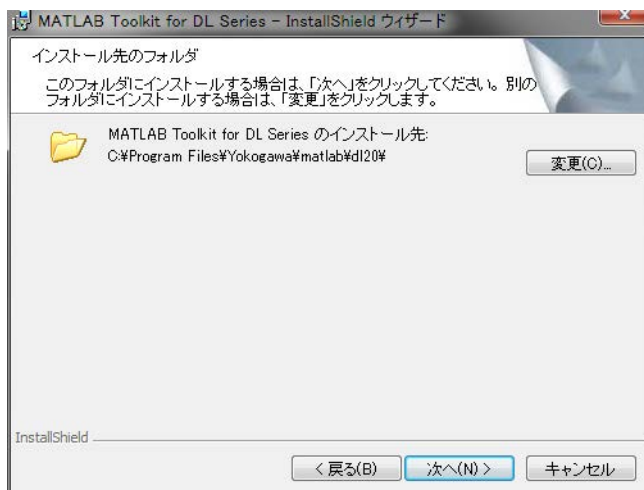
5. 「使用許諾契約の条項に同意します」にチェックしたあと、次へをクリックします。



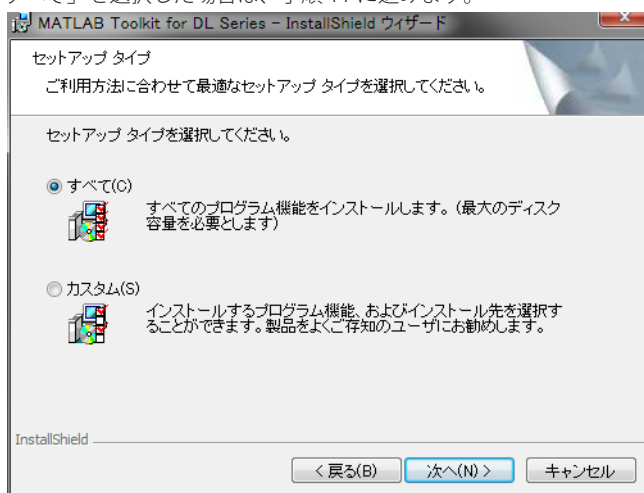
6. ユーザ名、所属、およびシリアル番号を入力し、インストール対象のユーザを指定したあと、次へをクリックします。



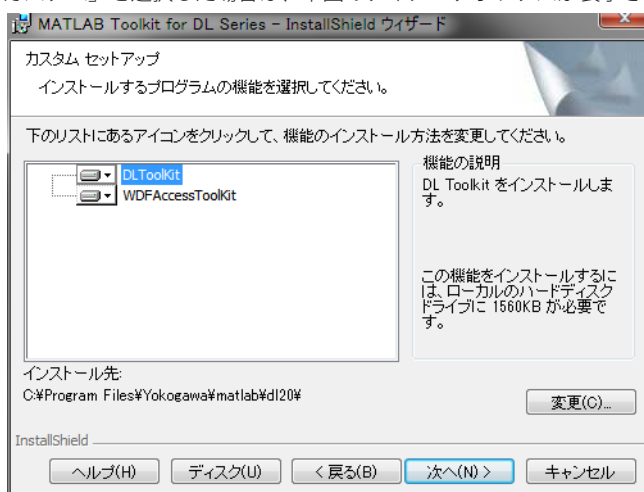
7. インストール先のフォルダを指定したあと、次へをクリックします。



8. セットアップタイプを選択します。
「すべて」を選択した場合は、手順 11 に進みます。



「カスタム」を選択した場合は、下図のダイアログボックスが表示されます。

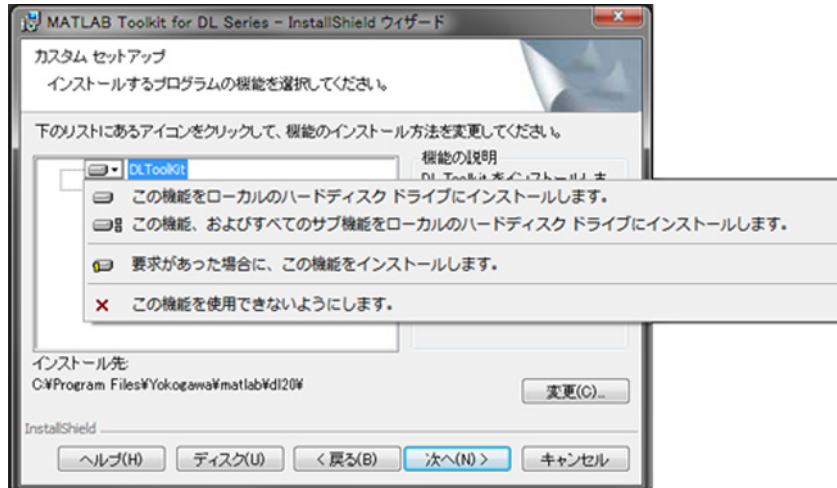


Note

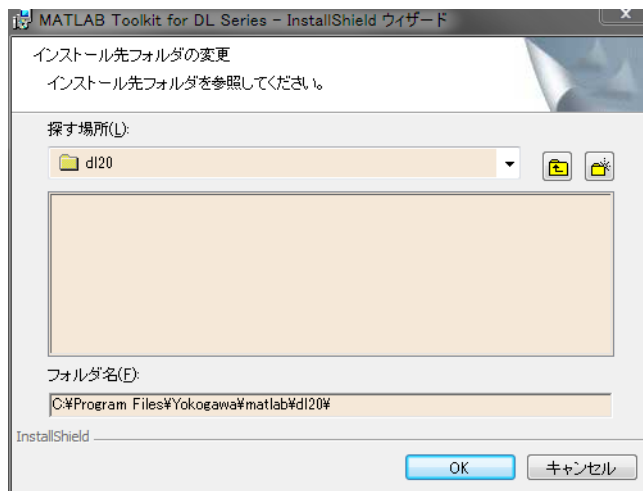
- デフォルトのインストール先は、下記のフォルダです。
C:\Program Files\Yokogawa\matlab\dl20
- MATLAB を起動してパスを設定するとき、ここで指定したフォルダを追加します。

9. リストにあるアイコンをクリックしてインストール方法を指定します。

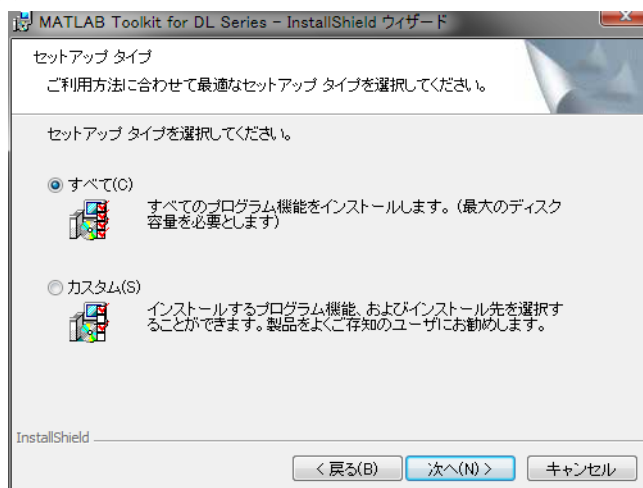
10. 変更をクリックします。



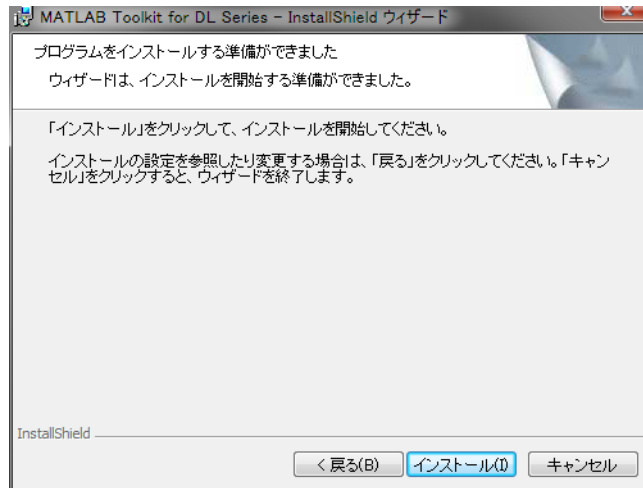
11. フォルダを指定したあと、OK をクリックします。



12. 次へをクリックします。



13. インストールをクリックします。インストール状態を示すダイアログボックスが表示されます。



14. インストールが正常に終了すると、「InstallShield ウィザードを完了しました」のメッセージを示したダイアログボックスが表示されるので、**完了**をクリックします。インストール前の画面に戻ります。

4. 対応開発環境

MATLAB R2011b 以降

5. ユーザーズマニュアルについて

ユーザーズマニュアルは、本製品をインストールすると、自動的に製品のインストールフォルダにインストールされます。

6. ソフトウェア使用許諾契約書

お客様が本ソフトウェア使用許諾契約書（以下、「本契約」といいます）に合意することを条件として、横河電機株式会社および横河計測株式会社（以下、「当社」といいます）は、包装されたソフトウェア製品（以下、「横河ソフトウェア」といいます）の使用権をお客様に許諾します。なお、当社は、横河ソフトウェアの使用権をお客様に許諾するものであり、横河ソフトウェアを販売するものではありません。

製品 : 701991 DL シリウス用 MATLAB ツールキット
ライセンス数 : 1 ライセンス

第 1 条（適用範囲）

1. 本契約は、当社がお客様に提供する横河ソフトウェア製品に適用するものとします。
2. 横河ソフトウェアは、それに含まれる一切の技術、アルゴリズム、およびプロセスを包含するものとします。

第 2 条（使用権の許諾）

1. お客様は、横河ソフトウェアについて、別途合意した使用料を対価として、前文に定めるライセンス数に対応する台数のコンピュータに限りインストールできるものとし、当社は、お客様の自己使用を目的とした、非独占的かつ譲渡不能の使用権（以下「使用権」といいます）を許諾します。
2. お客様は、当社の事前の書面による承諾なしに、横河ソフトウェアを第三者に頒布、転貸、複製、譲渡、質入、伝送もしくは再使用権を許諾しないものとします。
3. お客様は、バックアップ目的として一組のみ横河ソフトウェアを複製する以外は、横河ソフトウェアの全部または一部を複製しないものとします。また当該複製物の保管および管理については厳重な注意を払うものとします。
4. お客様は、いかなる理由においても横河ソフトウェアをダンプ、逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングなどによるソースプログラムその他人間が読み取り可能な形式への変換もしくは複製または横河ソフトウェアの修正もしくは他の言語への翻訳など、提供された形式以外に改変しないものとします。また、当社は、別に同意しない限り、お客様にソースプログラムを提供しないものとします。
5. 横河ソフトウェアおよびそれらに含まれる一切の技術、アルゴリズム、およびプロセスなどのノウハウは、当社または当社に対し再使用許諾を含む使用許諾権を付与している第三者の固有財産であり、当社または当社に対し再使用許諾権を付与している第三者が権利を有しているものであり、お客様に権利の移転や譲渡を一切行うものではありません。
6. 当社は、横河ソフトウェアに保護の機構（コピープロテクト）を使用または付加することがあります。当該コピープロテクトを除去したり、除去を試みることは認められないものとします。
7. 横河ソフトウェアには、当社が第三者から再使用許諾を含む使用許諾権を付与されているソフトウェアプログラム（以下「第三者プログラム」といい、当社の関連会社が独自に製作・販売しているソフトウェアプログラムもこれに含ます）を含む場合があります。かかる第三者プログラムに関し、当社が当該第三者より本契約と異なる再使用許諾条件を受け入れている場合には、別途書面により通知される当該条件を遵守していただきます。

第 3 条（特定用途に関する制限）

1. 横河ソフトウェアは、下記の各号を目的として、製作または頒布されるものではありません。
(a) 航空機の運行または船舶の航行や、これらを地上でサポートする機器の立案、設計、開発、保守、運用および使用されること。
(b) 原子力施設の立案、設計、開発、建設、保守、運用および使用されること。
(c) 核兵器、化学兵器または生物兵器の立案、設計、開発、保守、運用および使用されること。
(d) 医療機器などの人身に直接関わるような状況下で使用されることを目的に立案、設計、開発、保守、運用および使用されること。
2. お客様が前項の目的で横河ソフトウェアを使用する場合には、当社は当該使用により発生するいかなる請求および損害に対しても責任を負わないものとし、お客様は、お客様の責任においてこれを解決するものとし、当社を免責するものとします。

第 4 条（保証）

1. 横河ソフトウェアは、当該製品完成時または出荷時の現状のままでお客様に提供されるものとし、お客様は、これに合意するものとします。横河ソフトウェアの記憶媒体に破損、損傷が発見された場合は、開封後 7 日間に限り無償で交換をいたします（お客様の費用で当社の指定するサービス拠点に当該ソフトウェア製品の記憶媒体を送付していただくものとします）が、いかなる場合であっても横河ソフトウェアに瑕疵のないこと、的確性、正確性、信頼性もしくは最新性などの品質上または性能上の明示または黙示の保証をするものではありません。また、横河ソフトウェアが他のソフトウェアとの間で不整合、相互干渉などの影響のないことを保証するものでもありません。
2. 前項の規定に関わらず、横河ソフトウェアに第三者プログラムが存在する場合の保証期間、保証条件については、かかるプログラムの供給者の定めるところによるものとします。
3. 当社は、自己の判断により必要と認めた場合、横河ソフトウェアに関するレビジョンアップおよびバージョンアップ（以下、アップデートサービスといいます）を実施することがあります。
4. 前項の定めにも拘らず、当社は、いかなる場合であってもお客様により改変または修正された横河ソフトウェアに関するアップデートサービスについては、第三者により改変・修正された場合を含め、一切対応しないものとします。

第 5 条（特許権、著作権の侵害に関する損害賠償責任）

1. お客様は、横河ソフトウェアについて、第三者から特許権、商標権、著作権その他の権利に基づき使用の差し止め、損害賠償請求などが行われた場合は、書面にて速やかに請求の内容を当社に通知するものとします。
2. 前項の請求などが当社の責に帰すべき事由による場合は、その防御および和解交渉について、お客様から当社に防御、交渉に必要なすべての権限を与えていただき、かつ必要な情報および援助をいただくことを条件に、当社は自己の費用負担で当該請求などの防御および交渉を行い、前項記載の第三者に対して最終的に認められた責任を負うものとします。
3. 当社は第 1 項における請求またはその恐れがあると判断した場合は、当社の選択により、当社の費用で下記のいずれかの処置を取るものとします。
(a) 正当な権利を有する者からかかる横河ソフトウェアの使用を継続する権利を取得する。
(b) 第三者の権利の侵害を回避できるようなソフトウェア製品と交換する。
(c) 第三者の権利を侵害するようにかかる横河ソフトウェアを改造する。
4. 前項各号の処置がとれない場合、当社は、お客様から当社にお支払い頂いた第 2 条第 1 項に定める使用料の対価を限度として損害を賠償するものとします。

第 6 条（責任の制限）

本契約に基づいて当社がお客様に提供した横河ソフトウェアによって、当社の責に帰すべき事由によりお客様が損害を被った場合は、当社は、本契約の規定に従って対応するものとしますが、いかなる場合においても、派生損害、結果損害、その他の間接損害（営業上の利益の損失、業務の中断、営業情報の喪失などによる損害その他）については一切責任を負わないものとし、かつ当社の損害賠償責任は、かかる横河ソフトウェアについてお客様からお支払いを受けた第 2 条第 1 項に定める使用料の対価を限度とします。なお、当社が納入した製品をお客様が当社の書面による事前の承諾なく改造、改変、他のソフトウェアとの結合を行い、またはその他基本仕様書または機能仕様書との相違を生ぜしめた場合は、当社は一部または全ての責任を免れることができるものとします。

第 7 条（輸出規制）

お客様は、事前に当社の同意を得た場合を除き、横河ソフトウェアを、直接、間接を問わず輸出または他国に伝送しないものとします。

第 8 条（本契約の期間）

本契約は、お客様が横河ソフトウェアを受領した日から、契約解除されない限り、お客様または当社が相手方に対し、1 ヶ月前に書面による通知によって当該ソフトウェア製品の使用を終了させるまで、またはお客様の横河ソフトウェアの使用終了時まで、有効とします。

第 9 条（使用の差し止め）

横河ソフトウェアの使用許諾後といえども、使用環境の変化または許諾時には見出せなかった不適切な環境条件が見られる場合、その他横河ソフトウェアを使用するに著しく不適切であると当社が判断した場合には、当社はお客様に対して当該使用を差し止めることができるものとします。

第 10 条（解除）

当社は、お客様が本契約に違反した場合には、何ら催告を要することなく通知をもって本契約を解除できます。ただし、本契約終了または解除後といえども第 5 条、第 6 条ならびに第 11 条は効力を有するものとします。

第 11 条（管轄裁判所）

本契約に関して生じた紛争、疑義については、両者誠意を持って協議解決するものとします。ただし、一方当事者が他方当事者に協議解決をしたい旨の通知後 90 日以内に両当事者間で協議が整わない場合は東京地方裁判所（本庁）を第一審の専属的管轄裁判所とします。

以上